

令和6年度住民税非課税世帯等に対する 「物価高騰対応重点支援給付金(追加支援分)」 のご案内

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、特に家計への影響が大きい低所得世帯の生活を守るため、令和6年度住民税非課税世帯に対して1世帯当たり3万円、対象世帯に属する18歳以下の世帯員1人につき2万円を加算して給付します。

※誤った申告により給付金を受けた場合は、返還の義務があります。

※本給付金は、差し押さえおよび課税の対象にはなりません。

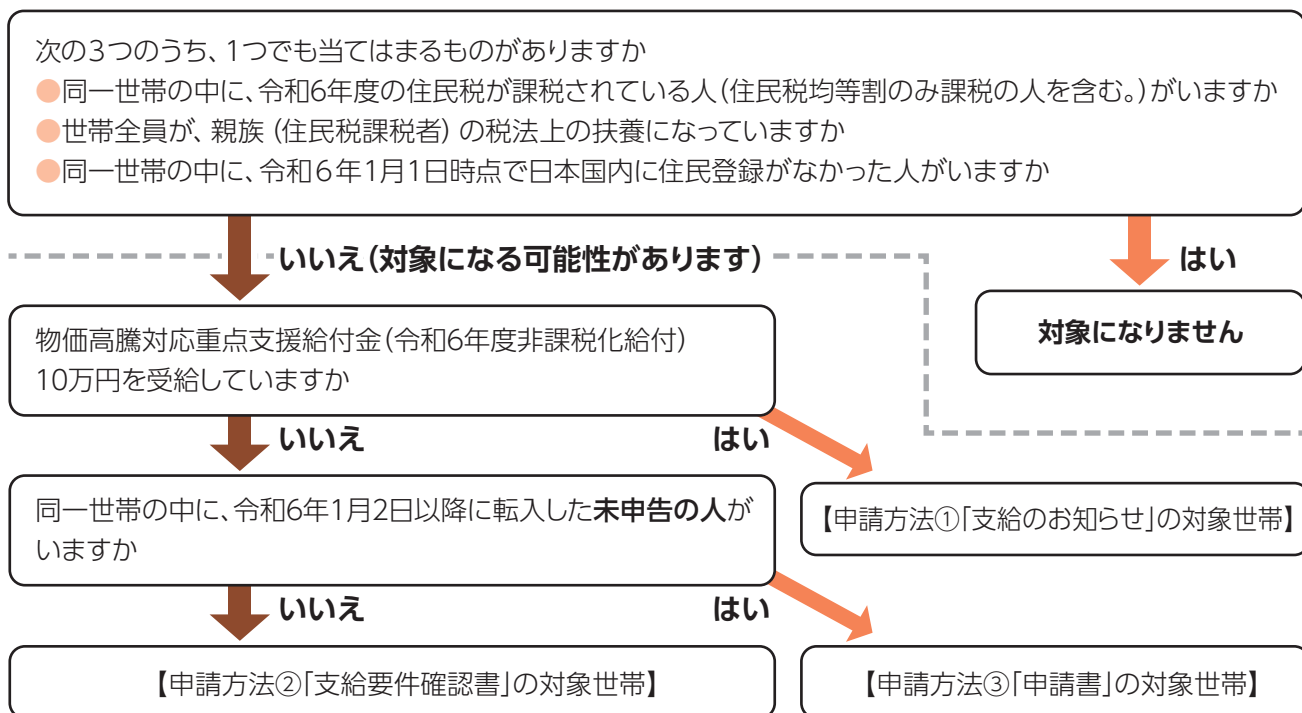
※令和6年度の住民税は、令和5年1月～12月の所得により計算されます。

(1) 非課税世帯追加支援分

▶支給対象世帯(フローチャートをご確認ください。)

令和6年12月13日時点で吉岡町に住所を有し、世帯全員が令和6年度の住民税均等割が非課税の世帯

《支給要件確認フローチャート》



▶申請方法(手続きは世帯主が行ってください。また、振込口座の指定は原則、世帯主の口座に限ります。)

①支給のお知らせ

対象世帯にはすでに「支給のお知らせ」を送付しました。通知に記載の振込口座などを確認してください。変更がなければ手続きは必要ありません。振込口座を変更する場合はお問い合わせください。

対象世帯:

令和6年度住民税非課税世帯等に対する「吉岡町物価高騰対応重点支援給付金(令和6年度非課税化給付)」を吉岡町で受給した世帯のうち、令和6年6月4日以降に世帯員の増減のなかった世帯

②確認書

支給要件を満たす世帯主の人に「支給要件確認書」を送付します。3月中旬より順次発送する予定です。

対象世帯：

- 令和6年度住民税非課税世帯等に対する「吉岡町物価高騰対応重点支援給付金（令和6年度非課税化給付）」を吉岡町で受給した世帯のうち、令和6年6月4日以降に世帯員の増減のあった世帯
- 令和6年度住民税非課税世帯等に対する「吉岡町物価高騰対応重点支援給付金（令和6年度非課税化給付）」を吉岡町で受給していない世帯
- 令和6年1月2日以降に吉岡町に住民登録された世帯員がいるが、町が令和6年度の課税状況を確認できた世帯

③申請書

申請書の対象となる世帯の人は、町で令和6年度住民税の課税状況を確認できないため、令和6年度住民税が非課税であることを申請する必要があります。

対象世帯：

令和6年1月2日以降に吉岡町に住民登録された未申告の世帯員がいるため、町が令和6年度の課税状況を確認できない世帯

受付開始時期：

令和7年3月25日☎

(2) 子ども加算追加支援分

▶支給対象世帯

令和6年12月13日時点で吉岡町に住所を有し、(1)の給付金を受給した世帯のうち、18歳以下の児童がいる世帯

▶対象児童

令和6年12月13日時点で同一世帯にいる、18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童（平成18年4月2日以降に生まれた児童）

※新生児は出生日が令和7年6月30日までが対象です。

※施設入所している児童（住民票を異動していない場合も含む）は対象になりません。

▶申請方法（手続きは世帯主が行ってください。また、振込口座は原則、(1)の給付金を受給した口座になります。）

本給付金を受給するためには、まず(1)の給付金を受給してください。(1)の給付金を受給後、対象世帯には順次「支給のお知らせ」を送付しますので、通知が届いたら振込口座などを確認してください。口座の変更がなければ手続きは必要ありません。振込口座を変更する場合はお問い合わせください。

申請・問い合わせ先

健康福祉課 福祉室 ☎26-2246(直通)

3月は自殺対策強化月間

悩みや不安を抱えて困っているときには、
気軽に相談できる場所があります。
まずはだれでもご相談ください。

▶相談窓口

●こころの健康相談統一ダイヤル
☎0570-064-556

●よりそいホットライン

☎0120-279-338 FAX 0120-773-776
または、「厚生労働省 SNS相談」で検索

締め切り間近です

人間ドック受診への補助金



まちの鳥

人間ドックの受診を希望する人へ、申請により補助金を交付しています。対象となる人間ドックは、日帰り人間ドック、1泊人間ドックおよび脳ドックです。

※町の健診を受けた場合、人間ドックの補助金を受けることはできません。

▼対象

国民健康保険(国保)加入者

受診日現在1年以上町国保に加入している30歳以上の人で、国保税を完納している人

後期高齢者医療保険加入者

受診日現在町に住所があり、保険料を完納している人

▼医療機関 ご自身で選定してください。

▼助成金額 2万円

※健診料が2万円以下の場合には支払った金額まで

▼申請方法

受診後、次のものを保険室に

持参してください。

□人間ドック健診料の領収書

□健診結果(一式)

□通帳など(振込先が分かるもの)の写し

▼受診期間

令和6年4月1日(月)～

令和7年3月31日(月)

▼申請期限

令和7年3月31日(月)

※令和7年3月中に受診した人、または受診予定の人は、あらかじめ申請期限内に申請し、健診結果は4月30日(水)までに追加で持参してください。

※申請期限までに申請がない場合、補助金を受けることはできません。

▼申請・問い合わせ先

住民課 保険室

☎26・2249(直通)

よく活用ください

ジェネリック医薬品



まちの木

ジェネリック医薬品とは?

先発医薬品の特許が切れた後に、国の厳格な審査を受けて販売される医薬品のことです。有効成分などは新薬と同等ですが、新薬の7割以下の価格で購入できます。

薬代の差額を通知します

服用中の薬に替わるジェネリック医薬品がある人へ、医薬品を切り替えた場合の自己負担額の差額が分かる通知を毎年9月と3月に送付しています。切り替えの検討にご活用ください。

ジェネリック医薬品への切り替え方法

①診療を受けている医療機関で「ジェネリック医薬品に切り替えたい。」と伝える。

②新しい資格確認書などと一緒に届くジェネリック医薬品希望シールを医療機関窓口などで提示する。

※新薬しかない場合や、飲み合わせが変わることもあります。医療機関で十分相談した上で切り替えてください。

▼問い合わせ先

住民課 保険室

☎26・2249(直通)

ひとりで悩んでいませんか?

DV(ドメスティック・バイオレンス、配偶者や事実婚、交際相手など親しい関係で起こる暴力)は、許されない人権侵害行為です。

つらい思いをされている人はご相談ください。

※命の危険を感じた場合は迷わず110番通報してください。



▲相談窓口一覧
(県ホームページ)

問い合わせ先
健康福祉課 福祉室
☎26-2246(直通)